



～令和4年3月16日福島県沖地震～

居住者用り災証明書（自己判定一部損壊）の窓口 対面交付を開始します



ターゲット 13.1

令和4年4月8日
郡山市税務部資産税課
課長 和田 光生
TEL：924-2091

SDGs ターゲット 13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に関する強靱性（レジリエンス）及び適応能力を強化する

令和4年3月16日福島県沖地震に係る「り災証明書」について、次に掲げる申請のみ、市の窓口で、り災証明書を即日お受け取りいただけます。

<対象>

●居住者用「り災証明書」の申請のうち、現地調査を希望しないもの（自己判定による一部損壊）。

- ※1) 住んでいた家（住家）の「り災証明書」が必要な場合で、申請書に掲げる「物件の被害程度」欄「 一部損壊の被害と考えるため現地調査は希望しません。」としたものが対象です。
- ※2) 住んでいた家以外（非住家）の「り災証明書」、「被災届出受理証（動産等）」は対象外です。
- ※3) り災証明書の申請方法は、これまで同様、郵送・電子・窓口です。
- ※4) これまでに受理した上記<対象>については、申請日から10日後程度で交付しております。

<交付場所・開始日>

- 市役所正庁（市役所本庁舎2階）：令和4年4月11日（月）から
- 行政センター（富田・大槻を除く、平日のみ）：令和4年4月13日（水）から

令和4年3月16日発生福島県沖地震のり災証明書について

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/20220316jishin/31131.html>

